

兵庫県公報

平成28年4月1日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

○ 勤務命令	達	ページ
○ 勤務命令	企業庁達	1
○ 勤務命令		2

達

達第1号

本 庁
地 方 機 関

次の各号に該当する職員は、別に発令されない限り、それぞれ当該各号により発令されたものと心得られたい。

- 行政組織規則等の一部を改正する規則（平成28年兵庫県規則第28号。以下「規則」という。）の施行の際、次の表の左欄に掲げる組織に置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる組織の従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものとする。

企画県民部文書課	企画県民部管理局文書課
企画県民部県民情報センター	企画県民部管理局県民情報センター
企画県民部公益法人室	企画県民部管理局文書課
健康福祉部子ども局青少年課	企画県民部青少年課
北播磨県民局県民交流室県民課	北播磨県民局県民交流室県民交流課

- 規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものとする。

県土整備部土木局河川整備課防災班長	県土整備部土木局河川整備課維持防災班長
阪神北県民局阪神農林振興事務所里山・林業課長	阪神北県民局阪神農林振興事務所里山・森林課長
阪神北県民局阪神農林振興事務所技術専門員	阪神北県民局阪神農林振興事務所農地整備専門員
東播磨県民局加古川農林水産振興事務所林業課長	東播磨県民局加古川農林水産振興事務所森林課長
中播磨県民センター県民交流室総務防災課班長（地域ビジョンに関する業務を担当する者に限る。）	中播磨県民センター県民交流室県民課班長
中播磨県民センター県民交流室県民課班長（銀の馬車道に関する業務を担当する者に限る。）	中播磨県民センター県民交流室産業観光課班長

- 平成28年3月31日に次の表の左欄に掲げる職に補せられている職員は、兼ねて補せられている同表の右欄に掲げる職をそれぞれ解かれたものとする。

--	--

企画県民部消費生活課長	健康福祉部健康局生活衛生課参事（調整担当）
農政環境部農政企画局長	産業労働部参事（調整担当）
農政環境部環境管理局长	健康福祉部参事（調整担当）
農政環境部農政企画局総合農政課長	産業労働部政策労働局産業政策課参事（調整担当）
中播磨県民センター姫路港管理事務所港湾整備第2課長	健康福祉部こども局青少年課主幹
西播磨県民局光都土木事務所長	西播磨地域災害復興室長
西播磨県民局光都農林振興事務所長	西播磨地域災害復興室長代理
西播磨県民局光都土木事務所長	西播磨地域災害復興室副室長
西播磨県民局総務企画室まちづくり参事	
西播磨県民局光都農林振興事務所光都土地改良センター所長	
西播磨県民局龍野土木事務所長	西播磨地域災害復興室副室長代理
西播磨県民局光都農林振興事務所副所長	
西播磨県民局光都土木事務所副所長	
西播磨県民局龍野土木事務所副所長	

4 平成28年3月31日に健康福祉部参事に補せられていた職員で、公益財団法人兵庫県青少年本部への派遣を命じられていた者は、企画県民部参事に補せられ、公益財団法人兵庫県青少年本部への派遣を命じられたものとする。

5 平成28年3月31日に次の表の第1欄に掲げる組織に置かれている職に補せられ、又は命じられていた職員で、同表の第2欄に掲げる団体への派遣を命じられていた者は、それぞれ同表の第3欄に掲げる組織の従前と同一の名称の職に補せられ、又は命じられ、同表の第2欄に掲げる団体への派遣を命じられたものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
健康福祉部社会福祉局社会福祉課	公益財団法人兵庫県青少年本部	企画県民部企画財政局総務課

6 規則の施行の際、農政環境部環境創造局自然環境課主査に補せられ、又は農政環境部環境創造局自然環境課勤務を命じられている職員（鳥獣対策に関する業務を担当する者に限る。）は、それぞれ農政環境部環境創造局鳥獣対策課主査に補せられ、又は農政環境部環境創造局鳥獣対策課勤務を命じられたものとする。

平成28年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

企 業 庁 達

企業庁達第1号

地 方 機 関

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程（平成28年兵庫県企業庁管理規程第2号）の施行の際、次の表の左欄に掲げる組織に置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、別に発令されない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる組織の従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものと心得られたい。

--	--

阪神・淡路臨海建設事務所	北播磨・臨海建設事務所
情報公園都市建設事務所	

平成28年4月1日

兵庫県公営企業管理者 石 井 孝 一